

第8章 介護保険事業費の算定

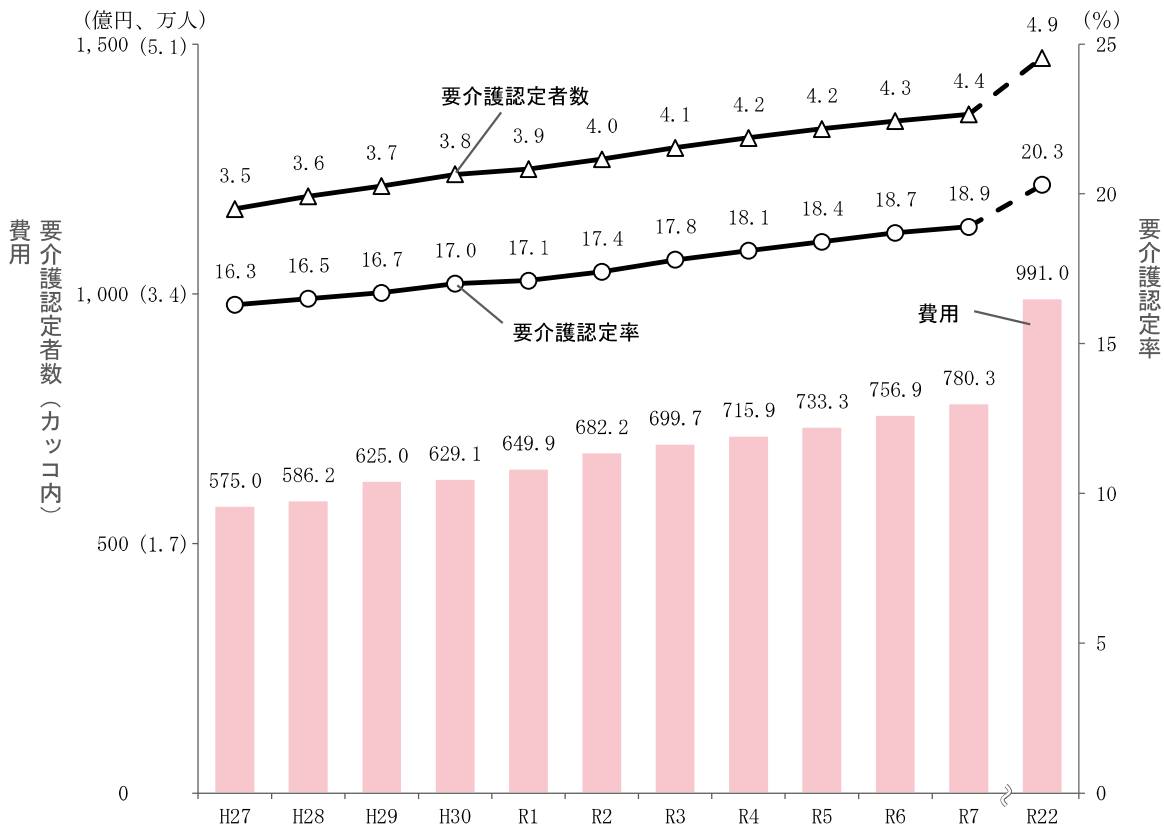
介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあります。

第8期計画期間の介護保険事業の費用は、高齢者人口の増加や介護サービス見込量、介護保険制度の改正等を踏まえ、次のとおり見込みました。

また、長期的な視点として、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度の費用を推計しました。

1 費用推移と推計

要介護認定者数及び要介護認定率の上昇に伴い、介護保険事業費も増加していく見込みです。



※令和元（2019）年度までは実績値、令和2（2020）年度以降は推計値

区分		第7期			第8期			推計 R7 (2025)	推計 R22 (2040)
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
費用	介護・予防サービス費等給付費	602.1	622.0	653.9	670.2	685.6	702.0	746.9	936.6
	地域支援事業費	27.0	27.9	28.3	29.5	30.3	31.3	33.4	54.4
	推計値 ※H30・R1は実績値	629.1	649.9	682.2	699.7	715.9	733.3	780.3	991.0

(単位：億円)

2 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準額

第8期計画期間の介護保険事業費をもとに、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定しました。なお、保険料上昇を抑制するため介護給付費準備基金を活用しました。

第1号被保険者の保険料 基準額（年額）	70,312 円
---------------------	-----------------

【参考】第1号被保険者の保険料基準額の算出

① 介護サービスの提供等に必要経費（手数料収入等を差し引く）	2,149.0億円
② 第1号被保険者が負担する分（①×23%≒）	494.3億円
③ 国の調整交付金等を考慮した額（②+19.7億円＝）	514.0億円
④ 保険料上昇抑制のため基金残高を活用する（③－20億＝）	494.0億円
⑤ 1人分の金額にするため3年間の第1号被保険者数※で割る（④÷702,513人≒）	70,312 円（年額）

※所得段階別の基準額に対する割合による補正後の人数

(2) 保険料額 令和3（2021）年～令和5（2023）年度

所得状況等に応じたきめ細かな保険料とするため、保険料を多段階に設定しています。

所得段階	課税の状況		対象者要件	基準額に対する割合	保険料年額	月額換算	
	本人	世帯					
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.30	21,093円	1,758円	
第2段階			80万円以下	0.30	21,093円	1,758円	
第3段階			80万円超 120万円以下	0.40	28,124円	2,344円	
第4段階			120万円超	0.65	45,702円	3,809円	
第5段階			80万円以下	0.90	63,280円	5,273円	
第6段階 （基準額）			80万円超	1.00	70,312円	5,859円	
第7段階	課税	課税	本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額※1の合計が	125万円未満	1.15	80,858円	6,738円
第8段階			125万円以上 200万円未満	1.25	87,890円	7,324円	
第9段階			200万円以上 350万円未満	1.50	105,468円	8,789円	
第10段階			350万円以上 500万円未満	1.75	123,046円	10,254円	
第11段階			500万円以上 750万円未満	2.00	140,624円	11,719円	
第12段階			750万円以上 1,000万円未満	2.25	158,202円	13,184円	
第13段階			1,000万円以上 1,500万円未満	2.50	175,780円	14,648円	
第14段階			1,500万円以上	2.75	193,358円	16,113円	

○ 公的年金等収入金額…税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金等）は含まれません。

○ 合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額です。

※1 給与所得がある場合、調整控除前の合計金額から10万円を控除した額です。

※2 給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合、合計金額から10万円を控除した額です。

※1、2 土地・建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は特別控除後の金額です。控除後の額がマイナスの場合は0円として取扱います。